

審 査 基 準

平成19年 8 月 20 日 作成

法 令 名：	警備業法
根 拠 条 項：	第22条第 2 項
処 分 の 概 要：	警備員指導教育責任者資格者証の交付
原権者（委任先）：	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め：	警備業法第22条第 3 項、第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 6 号（警備員指導教育責任者の要件） 警備業法施行規則第42条（警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 8 条（公安委員会の認定基準）
審 査 基 準：	警備業法第22条第 2 項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第 4 項各号のいずれにも該当しない者であるときは、警備業務の区分ごとに資格者証を交付する。 このうち、同条第 2 項第 2 号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 8 条に規定されているが、同条第 1 号の「当該警備業務の区分に係る警備員の指導及び教育について十分な能力を有する」とは、実際に当該警備業務の区分に係る警備業務に関し、警備員を指導、教育した経験が相当にあり、かつ、警備員指導教育責任者としてふさわしい人格識見があること等をいう。
標 準 処 理 期 間：	30日以内
申 請 先：	住所地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：	申請に係る警察署の生活安全課
備 考：	